

別表第十六その六（第八十六条の十五関係）（平15内府令92・追加、平21防省令13・旧別表第十二その六繰下・一部改正、令元防省令4・一部改正）

第	号
公 用 令 書 (立木等の移転・処分)	
住 所	
氏 名 (法人については、その 名称)	
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第3項 第103条の2第2項 の規定に基づ き、次のとおり立木等を 移転 処分 する。	
年 月 日	
処分者 印	
立木等の種類・数量	
所 在 す る 場 所	
移 転 ・ 処 分 の 内 容	
移 転 ・ 処 分 す る 理 由	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。